

26日獣発第340号

平成27年4月1日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

今般、平成27年3月25日付け26消安第5141号-1をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、①獣医師に対する行政処分がなされた旨と、併せて②獣医師が社会的信頼に十分応えられるよう獣医師倫理の指導に協力されたい旨、また、③獣医師法、獣医療法、薬事法及びその他関係法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師自らが農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告されたい旨、さらに、④獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を本会会員が把握した場合は、その旨を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供されたい旨、通知がありました。

本件については、これまで獣医師に対する行政処分等各般の不祥事発生時等、再三に渡り貴会会員獣医師に対する指導の徹底をお願いしているところでありますが、平成16年以降、行政処分を受ける獣医師が増加する中、近年では、医薬品の無許可販売や新たな事案（ペット保険詐欺）も起きており、改めて日本獣医師会獣医師倫理綱領（獣医師の誓い—95年宣言）の精神に立ち返り、高度専門職業人としての職業倫理意識を常に発揮するよう、貴会関係獣医師に対し獣医師職業倫理の指導・普及に努められたくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



26消安第5141号-1
平成27年3月25日

公益社団法人日本獣医師会
会長 藏内 勇夫 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が平成27年3月17日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

平成16年以降、行政処分を受ける獣医師が増加する中、近年では、医薬品の無許可販売や新たな事案（ペット保険詐欺）が起きています。貴会におかれましては、適切な獣医療の提供のためにこれまでも積極的な取組をされているところではありますが、特に下記について御承知の上、獣医師が社会的信頼に十分に応えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の御協力をお願いします。

記

1. 貴会下の構成獣医師に対し、獣医師法、獣医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及びその他法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から当課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うこと。
2. 獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を貴会会員が把握した場合は、その旨を当課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供するよう指導を行うこと。



獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は平成 27 年 3 月 17 日付けで、獣医師 3 名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は、平成 27 年 3 月 17 日付けで、以下の獣医師 3 名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

(1) 今林 龍三 (62 歳：福岡県在住)

- ・ 行政処分内容：業務停止 6 月
- ・ 事件の概要：経営する動物病院の売上げを除外して所得金額を隠匿し、正規の所得税額を免れた。
- ・ 司法処分内容：懲役 1 年（執行猶予 3 年）及び罰金 1600 万円／所得税法等の一部を改正する法律附則第 146 条の規定に基づき、同法第 1 条による改正前の所得税法第 238 条第 1 項（脱税）に該当

(2) 加瀬 智大 (29 歳：北海道在住)

- ・ 行政処分内容：業務停止 6 月
- ・ 事件の概要：ファイル共有ソフトにより、児童ポルノ及びわいせつな電磁的記録記録媒体を不特定多数のインターネット利用者が閲覧可能な状態で陳列した。
- ・ 司法処分内容：罰金 30 万円／児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律による改正前の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第 7 条第 4 項前段（児童ポルノ陳列）及び刑法第 175 条第 1 項前段（わいせつ電磁的記録記録媒体陳列）に該当

(3) 田淵 光 (65 歳：岡山県在住)

- ・ 行政処分内容：業務停止 1 年
- ・ 事件の概要：自動車を運転中、他車に衝突したが、負傷した他車の運転手に救護等の必要な措置を講じなかった上、警察に報告しなかった。また、当該自動車については、検査を受けたものではなく、自動車検査証の交付を受けていなかった上、自動車損害賠償責任保険等の契約が締結されていなかった。

- ・ 司法処分内容：懲役1年（執行猶予3年）／自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条（過失運転致傷）に該当し、また、道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置）、道路運送車両法第58条第1項（自動車の検査及び自動車検査証）及び自動車損害賠償保障法第5条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）に違反

お問い合わせ先

消費・安全局畜水産安全管理課
担当者：獣医事班 荻窪、上田
代表：03-3502-8111（内線4530）
ダイヤルイン：03-3501-4094
FAX：03-3502-8275

当資料のホームページ掲載URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>